国家試験

水先人試験の施行

水先人試験の施行について、水先法施行規則（昭和二十四年運輸省令第一号）第十一条の規定により、次のとおり公示する。

平成二十七年十月二十七日

国土交通大臣　石井　啓一

1　水先人試験を行う期日及び場所、受験申請書の提出先及び提出期限並びに合格発表日

一　他の水先区の一級水先人の免許を現に受けている者で、試験日時点において、登録水先人養成施設の課程を修習中又は同課程を修了して一年以内の者に対する試験

イ　筆記試験

水先区	期日	場所	受験申請書提出先	受験申請書提出期限	合格発表日
釧路水先区	平成二十七年十二月七日	北海道運輸局（北海道札幌市中央区大通西十丁目札幌第二合同庁舎）	北海道運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課（北海道札幌市中央区大通西十丁目札幌第二合同庁舎〇六〇―〇〇四二）	平成二十七年十一月二十日（郵送による場合は、十一月二十日必着）	合格発表日は、地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。）においては、この号以下同じ。）よりおおむね同じ。）よりおおむね同じ。）より通知する。
酒田水先区及び釜石水先区		東北運輸局（宮城県仙台市宮城野区鉄砲町一番地仙台第四合同庁舎）	東北運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課（宮城県仙台市宮城野区鉄砲町一番地仙台第四合同庁舎五三七―八九八三）		
細島水先区		九州運輸局（福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十一番一号福岡合同庁舎新館）	九州運輸局海上安全環境部海技資格課（福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十一番一号福岡合同庁舎新館八一二―〇〇一三）		
那覇水先区		内閣府沖縄総合事務局運輸部（沖縄県那覇市おもろまち二丁目一番一号那覇第二地方合同庁舎二号館）	内閣府沖縄総合事務局運輸部船舶船員課（沖縄県那覇市おもろまち二丁目一番一号那覇第二地方合同庁舎二号館〇〇〇六）		

備考

筆記試験は、受験申請書に添付される健康証明書により実施する身体検査に合格した者に対して行う。

ロ　口述試験

期日及び場所並びに合格発表日は、筆記試験合格者に対して、試験を行う場所を管轄する地方運輸局より通知する。

二　同一の水先区の三級水先人の免許を現に受けている者で、試験日時点において、登録水先人養成施設の課程を修習中又は同課程を修了して一年以内の者に対する試験

イ　筆記試験

水先区	期日	場所	受験申請書提出先	受験申請書提出期限	合格発表日
東京湾水先区	平成二十七年十二月七日	関東運輸局（神奈川県横浜市中区北仲通五丁目五十七番地横浜第二合同庁舎）	関東運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課（神奈川県横浜市中区北仲通五丁目五十七番地横浜第二合同庁舎三一―八四三三）	平成二十七年十一月二十日（郵送による場合は、十一月二十日必着）	合格発表日は、地方運輸局（運輸監理部を含む。以下この号において同じ。）より通知する。
伊勢三河湾水先区		中部運輸局（愛知県名古屋市中区三の丸二丁目二番一号名古屋合同庁舎第一号館）	中部運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課（愛知県名古屋市中区三の丸二丁目二番一号名古屋合同庁舎第一号館六〇―八五二八）		
大阪湾水先区及び内海水先区		神戸運輸監理部（兵庫県神戸市中央区波止場町一番一号神戸第二地方合同庁舎）	神戸運輸監理部船員労働環境・海技資格課（兵庫県神戸市中央区波止場町一番一号神戸第二地方合同庁舎六五〇―〇〇四二）		
関門水先区		九州運輸局（福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十一番一号福岡合同庁舎新館）	九州運輸局海上安全環境部海技資格課（福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十一番一号福岡合同庁舎新館八一二―〇〇一三）		

備考

筆記試験は、受験申請書に添付される健康証明書により実施する身体検査に合格した者に対して行う。

ロ　口述試験

期日及び場所並びに合格発表日は、筆記試験合格者に対して、試験を行う場所を管轄する地方運輸局より通知する。

2　その他

一　郵便により受験申請するときは、氏名、住所及び郵便番号を明記の上、郵便切手八十二円分を貼った返信用封筒を必ず同封すること。

二　試験の詳細については、試験を行う場所を管轄する地方運輸局（運輸監理部及び内閣府沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）より通知する。

三　筆記試験又は口述試験を受けることができなかった者、又はこれに合格しなかった者に対して、筆記試験又は口述試験の追試験を行う場合は、試験を行う場所を管轄する地方運輸局より通知する。